

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和2年6月26日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第35号

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第11  
3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市国府町栃本生活改善センターの項及び鳥取市佐治町葛谷生活改善  
センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。